

京都市上下水道局告示第34号

地方公営企業法第33条の2の規定により水道料金及び下水道使用料の徴収事務の一部を委託することとしたので、同法施行令第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成17年1月4日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 委託の相手

右京区梅津萩原町16

財団法人京都市水道サービス協会

2 委託の範囲

(1) 水道メーターの点検事務

(2) その他水道メーター点検事務に付随する業務

3 委託する地域

山科区

東野八反畑町の一部、西野榎本町の一部

大塚檀ノ浦の一部

大宅御所田町、大宅古海道町、大宅中小路町、大宅五反畑町、大宅鳥井脇町、大宅山田の一部、大宅奥山田、大宅御所山、大宅岩屋殿、柳辻封シ川町の一部、柳辻西浦町の一部

川田前畑町、川田南畑町、川田西浦町の一部、川田御輿塚町、川田中畑町、川田菱尾田、川田欠ノ上、勧修寺東栗栖野町の一部、勧修寺西栗栖野町の一部、勧修寺東金ヶ崎町、勧修寺西金ヶ崎、西野山中臣町の一部、西野山南畑町、西野山中畑町、西野後藤

東野北井ノ上町の一部，東野中井ノ上町の一部，東野南井ノ上町の一部

日ノ岡鴨土町の一部，日ノ岡坂脇町，日ノ岡ホッパラ町の一部，日ノ岡石塚町の一部，日ノ岡堤谷町の一部，御陵鴨戸町の一部，御陵岡ノ西町の一部，御陵原西町の一部，御陵下御廟野町，御陵上御廟野町の一部，御陵久保町の一部，御陵岡町，御陵血洗町の一部，北花山河原町の一部，北花山六反田町，北花山寺内町，北花山市田町の一部，北花山西ノ野町，北花山山田町，北花山大峰町の一部，北花山横田町，北花山大林町の一部，北花山中道町の一部

大塚森町，大塚西浦町の一部

上花山講田町，上花山花ノ岡町の一部

4 委託の期間

平成17年1月4日から平成17年3月31日まで

(上下水道局総務部営業課)